

令和5(2023)年度の入札・契約制度について

1 指名競争入札の対象範囲について

令和4(2022)年度に引き続き、予定価格3,000万円未満まで拡大します。

2 発注基準等について

発注基準等については、令和4(2022)年度同様に取り扱うものとします。

(1) 格付している工種

土木一式工事 ABC級

建築一式工事 AB級

舗装工事 AB級

上記以外の工種については、格付していません。

(2) 市内業者及び準市内業者を対象に、以下の工種につき、区分に応じて行うものとし、下記工種の格付に対する総合点数を改正しました。

工種	等級	総合点数	
		令和5・6年度	現行
土木一式工事	A	820点以上	830点以上
	B	670点以上820点未満	700点以上830点未満
	C	670点未満	700点未満
建築一式工事	A	750点以上	780点以上
	B	750点未満	780点未満
舗装工事	A	720点以上	730点以上
	B	720点未満	730点未満

(3) 発注基準金額について

工種	等級	発注基準金額
土木一式工事	A	500万円以上
	B	3,500万円未満
	C	1,000万円未満
建築一式工事	A	500万円以上
	B	3,000万円未満
舗装工事	A	130万円超
	B	1,000万円未満

(4) 指名基準数について

発注見込み金額	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上	6者以上
1,000万円以上	8者以上
5,000万円以上	10者以上
10,000万円以上	12者以上

3 入札時における積算内訳書提出の取扱いについて

予定価格1億5千万円以上の案件については、国の例示（土木：工種まで、営繕：科目別内訳まで）に相当する項目を記載し、入札時に提出してください。

なお、予定価格1億5千万円未満の案件については、現行の様式を継続します。

4 現場代理人の常駐義務緩和措置について

足利市が発注する工事で請負金額4,000万円未満の工事については、2件までの兼任を認めることとします。ただし、令和5(2023)年3月31日までに契約した建設工事を含む場合には、例外として3件まで認めることとします。

また、兼任届に添付していた契約書等の写しについても不要とします。

5 その他

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式が見直しとなりました。